

2024 年度 卒業論文
人文科学研究会（現代ドイツ研究）
担当教員 三瓶慎一先生

戦後ドイツにおけるユダヤ人の「シンボル化」と
同性愛者の扱われ方に関する比較考察
— 記念碑の記述の差異について —

慶應義塾大学法学部政治学科 4 年

学籍番号 32156879

氏名 高木安奈

1. はじめに

戦後のドイツは、同じく第二次世界大戦の敗戦国である日本と比較して、歴史に向き合い関係諸国に謝罪をしてきた国家である、というように肯定的な評価で語られることが多い。首都ベルリンにある連邦議会の目の前にはナチズムによって迫害された当時の帝国議会議員を追悼するモニュメントがあったり¹、またそのすぐ近くにはホロコーストで虐殺されたユダヤ人を追悼する 1.9 ヘクタールという莫大な面積の記念碑があったり²、あるいは首相クラスの政治家が相手国を訪れ謝罪するなど³の外交政策を行ったり、そして隣国と共通歴史教科書を編纂⁴したりするなど、日本と比べ、他国との関係改善に向けて戦後ドイツは積極的に動いてきた側面がある。こうした行為は、ドイツで「想起の文化 (Erinnerungskultur)」と結びつけられ、戦後ドイツのアイデンティティのひとつとされてきた。しかし実際には、戦後すぐの西ドイツではこうした過去の克服が忌避され、むしろ過去が忘却されてきたという事実は、多くの先行研究が指摘する通りである⁵。ナチス時代を生きた人々は当時の出来事を忘れ去ろうとし、後からきた世代（「68 年世代」など）は自らの親世代を糾弾した。そして、現在の私たちが知るドイツ連邦共和国の形になったのである。では、こうした 68 年世代以降のドイツは、本当に自らの歴史と正面から向き合ってきたのだろうか。

2023 年 10 月以来再び注目を集めているイスラエル・パレスチナ問題において、圧倒的な軍事力を背景に武器を持たないパレスチナの人々を迫害、殺害し続けるイスラエル国家を支持することを、ドイツ連邦政府は「国家理性 (Staatsräson)」であると表明し、ドイツ国内でパレスチナに連帯する人々を弾圧・抑圧する動きが政治・行政レベルで行われている⁶。

¹ ナチズムの犠牲になった 96 人の議員を記念するパブリックアート (Mahnmal für die ermordeten Reichstagsabgeordneten) については、ベルリン連邦議会のサイトを参照のこと (<https://www.visitberlin.de/de/denkmal-fuer-die-ermordeten-juden-europas> 最終閲覧：2025 年 1 月 21 日 22 時 50 分)。

² 「殺害されたヨーロッパ・ユダヤ人のための記念碑 (Denkmal für die ermordeten Juden Europas)」については、ベルリン州政府によるサイトを参照のこと。警鐘碑とも呼ばれ、1999 年 6 月の連邦議会の議決によって建設が決まった (<https://www.visitberlin.de/de/denkmal-fuer-die-ermordeten-juden-europas> 最終閲覧：2025 年 1 月 21 日 19 時 30 分)。

³ 1970 年、ポーランドの首都ワルシャワを訪問した当時のブランド首相が、ゲットーでのユダヤ人による蜂起の記念碑での儀典で、雨上がりのコンクリートの地面に跪いて黙祷を捧げたという予想外の行動は、西ドイツの戦後外交を象徴する場面として頻繁に言及される。三島憲一『戦後ドイツーその知的歴史ー』岩波書店、1991 年、188-192 頁。

⁴ ジモーネ・レッシヒ (根本尚美訳)「文化外交か歴史教育か？—教科書対話と共通教科書に関する再考」、所収：佐藤健生／ノルベルト・フライ編『過ぎ去らぬ過去との取り組み』、岩波書店、2011 年、201-225 頁。

⁵ 三島：前掲書、34-37 頁。

⁶ 2023 年 10 月 17 日、ドイツのオーラフ・ショルツ首相 (SPD) は、軍事衝突開始後では G7 首脳として初めてイスラエルを訪問し、イスラエルの安全のために取り組むことを表明した。この姿勢は本稿執筆時点 (2025 年 1 月 27 日) も継続している

(https://www3.nhk.or.jp/news/special/international_news_navi/articles/feature/2023/12/01/36216.html 最終閲覧：2025 年 1 月 21 日 17 時 10 分)。

そしてまた、イスラエルがパレスチナで行っている行為は、ナチスがホロコーストで行った行為と同じではないか、とする批判する言説は厳しく抑圧されている⁷。本田宏は、イスラエル批判を反ユダヤ主義と同一視して公共圏から排除するという国家アイデンティティが、「防衛的民主国家」を掲げるドイツ国内において制度化・構造化され、それによってドイツ連邦政府や民間団体、さらにはメディアがイスラエル批判を弾圧・抑圧している可能性を指摘しており⁸、68年世代以降のドイツが過去の克服をしたと結論づけるのは性急であるように思われる。

本稿では、ユダヤ人と同性愛者というナチズムによって迫害の対象となった2つの属性の戦後ドイツ⁹における扱いを比較しながら、「戦後処理の模範国」という戦後ドイツの評価の妥当性を問いたい。戦後ドイツにおける同性愛者の扱われ方に着目すると、先行研究の指摘するようなイスラエル・パレスチナ問題におけるドイツの態度は、今回の事案に関わる突然の局所的な変貌なのではなく、戦後ドイツにおけるユダヤ人のある種の特権化—ここでは「シンボル化 (symbolic transformation)」という概念で分析する—がこうした事態を引き起こしたという可能性、あるいは過去にもそうした兆候があったことが見えてくる。第2節以下で詳述するように、戦後ドイツはユダヤ人を謝罪の対象としてシンボル化してきた一方で、同じくホロコーストの犠牲者であり、本来であれば謝罪の対象となるはずであった同性愛者に対しては、差別や迫害を続けた。そして、1994年に至るまでこの差別の根拠となる刑法175条を残し続け、その差別の歴史に関する記述も一貫性を欠くものであった。

本稿で提示する仮説は、戦後ドイツの態度は、過去と向き合ってきたがゆえではなく、想起の文化によってユダヤ人を謝罪の対象としてシンボル化することで、「ユダヤ人に謝罪するドイツ」という自画像を人為的に作りあげ、国際社会に受け入れてもらうという、戦後西ドイツから地続きの政治外交上の政策ゆえであった、ということである。本田はベルリンに設置された被害者を追悼するモニュメントが犠牲者の序列化を進めていると指摘しているが¹⁰、本稿では2つの同性愛者を追悼するモニュメントを比較することを通して、実際に序列化、そしてユダヤ人というシンボルの特権化がなされてきたことの検証を目的とする。

戦後ドイツでは、政治家の発言や「歴史家論争」などを通じてホロコーストの絶対化という共通認識が醸成されてきた¹¹。その過程において、ユダヤ人は謝罪の対象たるシンボルと

⁷ 本田宏「現代ドイツのマッカーシズム—イスラエル批判への弾圧事例—」、所収：『北海学園大学法学研究』60巻1号、2024年、51-92頁。

⁸ 本田宏「イスラエル批判を抑圧する言説機会構造—「防衛的民主国家」ドイツにおける制度化の過程—」、所収：『北海学園大学法学研究』60巻2号、2024年、1-53頁。

⁹ 以下、とくに表記のない場合はドイツ連邦共和国=西ドイツについて論じる。東西統一後の憲法体制は西ドイツ時代につくられた「ボン基本法」から地続きのものであり、現在のドイツの政治外交政策も西ドイツ時代のもの踏襲する側面が強いためである。

¹⁰ 本田：前掲論文、202頁。

¹¹ 三島：前掲書、234-239頁。

なった。しかしこれは裏を返せば、「ユダヤ人に謝罪するドイツ」という態度を示すためであり、もしそのドイツの自画像を相対化すれば、ドイツの謝罪は戦争犯罪一般に対するものとなって、形式的にでもインドネシアやビルマなどに賠償金を支払った日本などと同じように扱われてしまう。冷戦のフロントラインへと立つことになった戦後西ドイツにとって、国際社会への速やかな復帰は政治的にも経済的にも重要なものだった。そのためにも、過去を克服した国家として自らの在り方を示す必要があり、戦後ドイツはユダヤ人を謝罪の対象としてシンボル化する国家アイデンティティを確立したのである。そしてそれは、本来ホロコーストが糾弾されるべき理由—ナチズムが特定の属性、宗教、思想によって人々を差別し、迫害し、殺害したという事実—を無視する形で行われた。共産主義者やシンティ・ロマ、ポーランド人、障害者など他の迫害された属性については、ユダヤ人と同列に扱われることはなく、「忘れられた犠牲者」とされてきた¹²。

本稿では、その中でも戦後ドイツにおける同性愛者を追悼する記述に着目したい。連邦議会での決定が出発点となって公的に書かれた記述と、当事者によって私的に書かれた記述とでは、1945年以前の被害者数に関する記述、1945年以降の被害者数に関する記述、法改定の変遷に関する記述の3点において違いがあり、ここから同性愛者の犠牲者については一貫した記述がなく、連邦政府が認識する被害の実態も当事者視点のそれよりも矮小化されていることを指摘する。つまり、同性愛者はユダヤ人とは異なり、「シンボル化」されず、迫害の構造は直視されてこなかったのである。

2. 戦後ドイツにおけるユダヤ人の「シンボル化」の過程

はじめに、「シンボル化」の定義を明らかにしたい。烏谷昌幸によると、そもそもシンボルとは「抽象的な理念、概念、意味を具体的に表すもの」と定義でき、これは「人々の間に共通の認識、感情をつくり出す」という政治的機能をもっている。そして、シンボル化とは、「人間が自らの経験をシンボルに置き換えていくことであり、あくまでも、特定のシンボルに自らの感情や記憶や理念を結びつけていくプロセス」を指す¹³。言い換えると、あるものAがシンボル化されるというのは、ある特定の行為者あるいは行為集団がいて、彼らがそのAを通じて対象の人々の間に共通の認識、感情をつくり出すという一定の目的のために、抽象的な理念や概念や意味をAに覆い被せることである。そして烏谷が指摘するように、こうしたシンボルは「不可視の権力」として、人々の認識形成や政治的な意思表示に影響を与える特権性を帯びる¹⁴。政治という営みがシンボルを必要とする理由は、政治においては巨大な人間集団の感情や欲望を方向づける必要性があるからだが¹⁵、これにならって戦後ドイ

¹² 石井香江「過去の克服か不可視化か？—『エマーとジャガー』をめぐる記憶の政治」、所収：国際基督教大学ジェンダー研究センター『ジェンダー&セクシュアリティ』第14号、2019年、31-32頁。

¹³ 烏谷昌幸『シンボル化の政治学—政治コミュニケーション研究の構成主義的展開』新曜社、2022年、vii-x頁。

¹⁴ 烏谷：前掲書、7-10頁。

¹⁵ 烏谷：前掲書、14-15頁。

ツにおけるユダヤ人の扱いを捉え直すと、ユダヤ人がシンボル化されている実態、またはこうしたシンボル化の過程が見えてくる。

戦後ドイツは、国際社会復帰の条件として戦後処理を推進する必要があった。とくに「イスラエルとの和解は、ユダヤ人が政治に少なからぬ影響力を及ぼす英米を中心とした西側諸国と和解するためにも、また西側からの経済援助にとっても必要な条件であった」¹⁶。敗戦で疲弊した西ドイツを再建するためには西側諸国からの経済的援助が不可欠であったため、西ドイツ政府は、ユダヤ人の代表を自認し、かつ故郷を追われた多くのユダヤ人難民を受け入れたイスラエル国家と物質的、精神的なつながりを築くことを国策と定めた。具体的には、アーデナウアー政権以降の金銭的な補償と「ドイツ国民の最も履行すべき義務」としての哀悼の意志である¹⁷。これは、ドイツ政府と対置されるユダヤ人というシンボル化が対外的に進むことに寄与した。国内的には、非ナチ化政策を通じた過去の克服¹⁸やホロコースト否定論の規制や禁止などを通じて、「600万人のユダヤ人犠牲者」というシンボル形成が進んだ。具体的には1982年4月27日の連邦憲法裁判所決定に至るまでの過程で、ナチスの計画的かつ組織的なユダヤ人殺害の事実、殺害のためのガス室の存在、ユダヤ人犠牲者の数が約600万人であること、ホロコーストは歴史上、特異な出来事であったことが原則的に了解された¹⁹。

こうして西ドイツは、ユダヤ人に謝罪する国家、ホロコーストという過去に向き合う国家という自画像をつくり、周辺諸国からの信頼を得ようと試みた。政治外交上の問題を解決する方法として、ユダヤ人という集団はドイツの謝罪の対象としてシンボル化されていったのである。

他方、同じくホロコーストで迫害の対象となった同性愛者に関しては、謝罪の対象としてシンボル化されるどころか、その迫害・差別は戦後も続いていた。次節では彼らの歴史を紐解きながら、この事実がどのように戦後ドイツで扱われてきたかを分析する。

¹⁶ 熊野直樹「戦後ドイツにおける戦争の記憶と現在」、所収：九州大学法学部『法政研究』73巻2号、2006年、54頁。

¹⁷ たとえば金銭的な補償の例としては、1952年にイスラエルと個別に締結したルクセンブルク協定があげられる。この協定に基づき、1965年までにユダヤ人難民の受け入れ費用として30億ドイツマルクがイスラエル国家に対して支払われた。熊野、前掲論文、55-56頁を参照のこと。

¹⁸ 芝健介「強制的な『過去の克服』から自発的な『過去の克服』へ——連邦共和国とドイツ司法界の非ナチ化問題」、所収：佐藤健生／ノルベルト・フライ編『過ぎ去らぬ過去との取り組み』、岩波書店、2011年、179-200頁。

¹⁹ 武井彩佳『〈和解〉のリアルポリティクス——ドイツ人とユダヤ人』みすず書房、2017年、132-143頁。

3. 犠牲となった同性愛者に関する、公的な記述と当事者による記述の比較

ここでは、2003年に連邦議会の文化とメディアに関する委員会で建立が決定され²⁰、2008年に設置された「国民社会主義によって迫害された同性愛者のための記念碑（Denkmal für die im Nationalsozialismus verfolgten Homosexuellen）」（以下、同性愛者のための記念碑）²¹における記述と、住宅地の一角に私的に設置された「ゲイ博物館（Schwules Museum）」²²における刑法 175 条に関する記述を比較したい。これらを分析に用いる理由は、前者は連邦政府が記述の作成に関わっており政府公式の見解に近いものと考えられるからであり、また他方で後者は、公的なものではないものの、独自の研究・調査も行う当事者団体が作成した、迫害された当事者側の視点から書かれた記述だからである。そして比較から、68年世代以降の戦後ドイツにおいても、ナチズムによって迫害された同性愛者は不可視化され、顧みられることがなかったということを示す。

まず比較の対象とする刑法 175 条について、基本的な内容と変遷を確認したい。刑法 175 条はドイツ帝国刑法に由来するもので、「自然に反する性行為は、男性の人間どうしで行われたにせよ、また人間と動物の間で行われたにせよ、拘禁刑に処す。市民権の剥奪が命じられることもある」と定めた法律である。この刑法 175 条は 1871 年に成立したが、しばらく判例では「性交類似行為」のみが規制の対象となっていた。第一次世界大戦終結頃までは年間平均 380 人ほどが逮捕され、その後 1934 年までの年平均逮捕者数は 704 人であったが、場合によって異なるものの、たいていが 3 ヶ月以下の刑であり、集いの場所の取り締まりも稀であった。だが、ドイツ国家人民党（DNVP）やドイツ福音教会委員会のような宗教団体、ときには報道機関が同性愛嫌悪を煽り、それによって人々の間に偏見が植えつけられていった²³。

ナチス時代の 1935 年には刑法 175 条が強化され、「同性愛的な欲望を抱くだけで取り締まりの対象となるよう解釈が拡大し、また第 175 条 a 項が導入され、買春行為、力の行為、職権濫用について規定され」、それに従い開設された「同性愛および墮胎と戦うための帝国

²⁰ ドイツ連邦議会の記録によると、2003年11月に文化とメディアに関する委員会で当時の政権与党であった SPD や同盟 90/緑の党の議員らによって同性愛者の記念碑を建立すべきとの動議が提出された。CDU/CSU の反対票はあったものの、SPD や同盟 90/緑の党、FDP の賛成票により可決された（<https://dip.bundestag.de/vorgang/denkmal-für-die-im-nationalsozialismus-verfolgten-homosexuellen-g-sig-15010424/88094> 最終閲覧：2025年1月19日17時00分）。

²¹ 「国民社会主義によって迫害された同性愛者のための記念碑」については、ベルリン州政府によるサイトを参照のこと（<https://www.visitberlin.de/de/denkmal-fuer-die-zur-ns-zeit-verfolgten-homosexuellen> 最終閲覧：2025年1月20日13時30分）。

²² ゲイ博物館（Schwules Museum）は、ベルリン中央駅から電車とバスで30分ほどのミッテ区に位置する、1985年に設立された私設の博物館である（Lützowstraße 73 10785 Berlin）。現在、ベルリン文化庁の欧州地域開発基金の資金提供を受けている（<https://www.schwulesmuseum.de> 最終閲覧：2025年1月19日18時00分）。

²³ ルイ＝ジョルジュ・タン編（齊藤笑美子ほか訳）『〈同性愛嫌悪〉を知る事典』明石書店、2013年、389–390頁。

センター」が延べ 10 万人近くをリストアップして 5 万人に刑を宣告した²⁴。強制収容所に送られた同性愛者の人数を正確に算出することは困難だが、同性愛者を意味する「ピンク・トライアングル」を着けた者の位階はユダヤ人のすぐ下の最下層に位置づけられ、他の囚人たちからも偏見を受けていた。収容された同性愛者のうち 60%が収容所で死亡しており、これは政治犯の場合の死亡率が 41%であることと比べると高い数値である。というのも、証言によると、収容所内の囚人数を減らすためにしばしば絶滅収容所へ囚人が送られていたが、その選別は最古参の囚人が行なっており、そこで絶滅収容所送りとして選ばれる収容者の圧倒的多数がピンク・トライアングルをつけた収容者だったからである²⁵。ここからも分かるように、同性愛嫌悪は収容所内の囚人たちの間にも広がっていた。

1945 年以降、西ドイツでは刑法 175 条と 175 条 a 項は維持され、これらは新しい刑法典に統合された。同性愛者は軽蔑の目で見られたことから、自身がナチス政権下で差別されていた経験を秘密にしておくことを選び、ナチズムの犠牲者として賠償を受けることもなかった。1969 年に 21 歳以上の成人どうしが合意の上で行う同性愛行為が罰せられなくなり、1973 年に連邦議会は同意を認める年齢の下限を 18 歳まで引き下げたが、これは異性愛関係の場合は 14 歳で性的には成人とみなされると決められたからである。ヴァイマル共和制時代に同性愛で有罪判決を受けたのは 1 万人にも満たなかったが、1950 年から 1965 年の間に有罪判決を受けたのは 4 万 5 千人近い数となった。

他方で東ドイツでは、ソヴィエト連邦共産党指導部が同性愛を厳しく抑圧したものの、1949 年から 1969 年まで東ドイツ首相を務めたオットー・グローテヴォールはヴァイマル共和制時代に刑法 175 条の廃止を支持していたため、1948 年に刑法 175 条自体は維持するが、その文言は 1935 年以前のものに改められ、a 項も効力を失わないが、最長刑は 10 年から 5 年に軽減された。1968 年、刑法 175 条は改正され、151 条に 18 歳以上の男性どうしの同性愛関係は処罰の対象としないと規定された。また、1988 年には同性愛を認める年齢の下限を 16 歳まで下げた²⁶。

東西ドイツが統一されると、1994 年に刑法 175 条は完全に廃止されるが、エイズの流行は報道機関を中心として国内に混乱と同性愛嫌悪をもたらした。しかし 2001 年 6 月にオープンリー・ゲイのクラウス・ヴォーヴェライトがベルリン市長となって以来、2001 年 8 月には同性愛者どうしのパートナーシップがドイツで法的に認められ、「パートナー宣言」を取り交わすと男女間の婚姻とほぼ同じ権利を享受できるようになった。公的な場での扱いについては、1989 年にベルリンのノレンドルフプラッツ (Nollendorfplatz) で、ナチズムの犠牲になった同性愛者に捧げる銘板が除幕され、1995 年に同性愛コミュニティの代表者が公の式典で初めて演説をすることを認められた。しかしながら、ドイツ政府が公式に

²⁴ タン：前掲書、390-391 頁。

²⁵ タン：前掲書、180-181 頁。

²⁶ タン：前掲書、392-393 頁。

ナチス政権下でゲイ・レズビアンが受けた迫害に対して謝罪したのは、2000年になってからのことだった²⁷。こうした経緯から、同性愛者は「忘れられた犠牲者」と呼ばれている²⁸。

以上の歴史を踏まえて、ドイツにおける同性愛者が受けてきた扱いに関する記述を読み比べてみたい。本稿で注目したいのは、以下の2つの文章中の、1945年以前の被害者数に関する記述、1945年以降の被害者数に関する記述、法改定の変遷に関する記述という3点における違いである。

まず、連邦議会で建立が決定され、ドイツの首都ベルリンの中心地、ブランデンブルク門の近くに2008年に設置された同性愛者のための記念碑の前に設置されたプレートには、以下の文章が記載されている。少し長いですが、全文を引用したい。

»Im nationalsozialistischen Deutschland fand eine Homosexuellen-Verfolgung ohne gleichen in der Geschichte statt. 1935 ordneten die Nationalsozialisten die umfassende Kriminalisierung männlicher Homosexualität an. Dazu wurden die im § 175 des Strafgesetzbuches vorgesehenen Bestimmungen gegen homosexuelles Verhalten erheblich verschärft und ausgeweitet. Bereits ein Kuss unter Männern konnte nun zu Verfolgung führen. § 175 bedeutete Gefängnis oder Zuchthaus. Es gab über 50.000 Verurteilungen. Teilweise konnten die NS-Behörden die Kastration Verurteilter erzwingen. Mehrere tausend Schwule wurden wegen ihrer Homosexualität in Konzentrationslager verschleppt. Ein großer Teil von ihnen überlebte die Lager nicht. Sie starben aufgrund von Hunger, Krankheiten und Misshandlungen oder wurden Opfer gezielter Mordaktionen.

Die Nationalsozialisten haben die Lebenswelten von Schwulen und Lesben zerschlagen. Weibliche Homosexualität wurde – außer im annektierten Österreich – nicht strafrechtlich verfolgt. Sie galt den Nationalsozialisten als weniger bedrohlich. Gerieten lesbische Frauen dennoch in Konflikt mit dem Regime, waren auch sie Repressionen ausgesetzt. Schwule und Lesben lebten in der NS-Zeit eingeschüchtert und unter stetem Zwang zur Tarnung.

²⁷ タン：前掲書、392–393頁。

²⁸ 石井：前掲論文、31–37頁。

Lange Zeit blieben die homosexuellen Opfer des Nationalsozialismus aus der Gedenkkultur ausgeschlossen – in der Bundesrepublik wie in der DDR. Hier wie dort wurden Schwule lange Zeit weiter strafrechtlich verfolgt. In der Bundesrepublik Deutschland galt der § 175 unverändert bis 1969 fort.

Aus seiner Geschichte heraus hat Deutschland eine besondere Verantwortung, Menschenrechtsverletzungen gegenüber Schwulen und Lesben entschieden entgegenzutreten. In vielen Teilen dieser Welt werden Menschen wegen ihrer sexuellen Identität heute noch verfolgt, ist homosexuelle Liebe strafbar und kann ein Kuss Gefahr bedeuten.

Mit diesem Denkmal will die Bundesrepublik Deutschland die verfolgten und ermordeten Opfer ehren, die Erinnerung an das Unrecht wach halten und ein beständiges Zeichen gegen Intoleranz, Feindseligkeit und Ausgrenzung gegenüber Schwulen und Lesben setzen.²⁹

そして次に紹介するのは、ベルリン中央駅から電車とバスで30分ほどのミッテ区に位置する、ゲイ博物館における刑法175条の記述である。

»PARAGRAPH 175: Paragraph 175 war ein Gesetz im deutschen Strafgesetzbuch, das 1871 eingeführt wurde und homosexuelle Handlungen zwischen Männern kriminalisierte. Bis 1935 blieb das Gesetz bestehen, wurde dann aber im Nationalsozialismus verschärft, sodass bereits Küsse und später sogar „wollüstige Absichten“ strafbar waren. Zwischen 1935 und 1945 wurden 50.000 Menschen nach § 175 verurteilt und 10.000 in Konzentrationslager gebracht, von denen viele ermordet wurden. Nach dem Zweiten Weltkrieg behielt die Bundesrepublik Deutschland den Paragraphen in der verschärften Fassung bei und lockerte ihn erst 1969. In der BRD wurden von 1945 bis 1969 ca. 50.000 Männer nach § 175 verurteilt. In der DDR wurden unter dem § 151

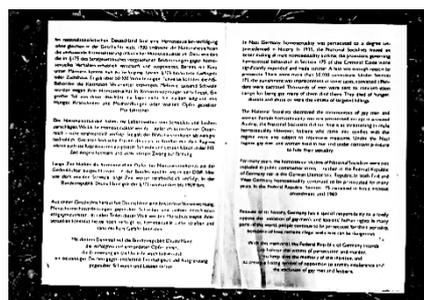


図1：同性愛者のための記念碑の前に置かれたプレート
(2024年11月29日、筆者撮影)

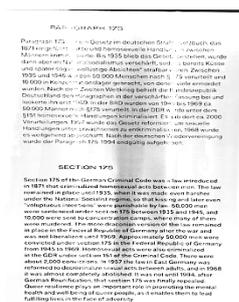


図2：ゲイ博物館に置かれたプレート
(2024年11月29日、筆者撮影)

²⁹ https://lesbengeschichte.org/Pdfs/pdfs_ns_deutsch/gedenktafeltext_homosexuellenverfolgung.pdf (最終閲覧：2025年1月31日4時30分)。

homosexuelle Handlungen kriminalisiert. Es gab dort ca. 2000 Verurteilungen. 1957 wurde das Gesetz reformiert, um sexuelle Handlungen unter Erwachsenen zu entkriminalisieren, 1968 wurde es weitgehend abgeschafft. Nach der deutschen Wiedervereinigung wurde der Paragraph 175 1994 endgültig aufgehoben.«

まず 1 点目の 1945 年以前の被害者数に関する記述についてだが、同性愛者のための記念碑では「〔ナチス政権下で〕有罪判決は 5 万件を超えた。場合によって、ナチス当局は有罪判決を受けた者の去勢を強制することができた。数千人の同性愛者が、同性愛を理由に強制収容所に強制移送された (Es gab über 50.000 Verurteilungen. Teilweise konnten die NS-Behörden die Kastration Verurteilter erzwingen. Mehrere tausend Schwule wurden wegen ihrer Homosexualität in Konzentrationslager verschleppt.)」とある。他方でゲイ博物館における記述では、「1935 年から 1945 年の間に、5 万人が刑法 175 条により有罪判決を受け、1 万人が強制収容所に送られ、その多くが殺害された (Zwischen 1935 und 1945 wurden 50.000 Menschen nach § 175 verurteilt und 10.000 in Konzentrationslager gebracht, von denen viele ermordet wurden.)」とある。有罪判決数を 5 万件としていることは共通するが、強制収容所に送還された人数については「数千人の同性愛者 (mehrere tausend Schwule)」と「1 万人 (10.000)」で大きな差がある。

次に 2 点目の 1945 年以降の被害者数に関する記述についてだが、同性愛者のための記念碑では「長い間、ドイツ連邦共和国〔西ドイツ〕でもドイツ民主共和国〔東ドイツ〕でも、国民社会主義の犠牲となった同性愛者は追悼の文化から排除された。あちこちで同性愛者は長い間訴追され続けた。西ドイツでは、刑法 175 条が 1969 年まで変わらず適用され続けた (Lange Zeit blieben die homosexuellen Opfer des Nationalsozialismus aus der Gedenkkultur ausgeschlossen in der Bundesrepublik wie in der DDR. Hier wie dort wurden Schwule lange Zeit weiter strafrechtlich verfolgt. In der Bundesrepublik Deutschland galt der § 175 unverändert bis 1969 fort.)」とある。そしてゲイ博物館の記述には、「西ドイツでは、1945 年から 1969 年の間に約 5 万人が刑法 175 条により有罪判決を受けた。東ドイツでは、刑法 151 条により同性愛行為が犯罪とされた。そこでは約 2000 件の有罪判決があった (In der BRD wurden von 1945 bis 1969 ca. 50.000 Männer nach § 175 verurteilt. In der DDR wurde unter dem § 151 homosexuelle Handlungen kriminalisiert. Es gab dort ca. 2000 Verurteilungen.)」とある。この 2 点目については違いがはっきりと見えるだろう。前者が抽象的な記述にとどまっていることとは対照的に、後者では「約 5 万人の男性 (ca. 50.000 Männer)」や「約 2000 人 (ca. 2000)」という具体的な数字が登場する。

最後に、法改定の変遷に関する記述について比較する。同性愛者のための記念碑では、ナチス時代の迫害に関することから記述が始まる。刑法 175 条は上述の通り、ナチス以前の 1871 年のドイツ帝国刑法から導入されているものである。しかし同性愛者のための記念碑では、ナチス以前に関する記述はなく、いきなり 1935 年から刑法 175 条の説明が始まって

いる。また刑法 175 条が存在した時期についても、「西ドイツでは刑法 175 条が 1969 年まで変わらず適用され続けた(In der Bundesrepublik Deutschland galt der § 175 unverändert bis 1969 fort.)」とあるが、実際に法律の文言としては 1994 年まで存続していたことには触れていない。これについてはゲイ博物館における記述と大きな違いがある。ゲイ博物館の記述は、はじめに「刑法 175 条は 1871 年に導入されたドイツの刑法典の法律条文であった(Paragraph 175 war ein Gesetz im deutschen Strafgesetzbuch, das 1871 eingeführt wurde)」と刑法 175 条の成立時期に触れたうえで、「ドイツ再統一後に刑法 175 条が 1994 年に最終的に廃止された(Nach der deutschen Wiedervereinigung wurde der Paragraph 175 1994 endgültig aufgehoben.)」と廃止時期についても正確に述べている。

こうした比較から分かることは 3 点ある。第 1 は、戦後ドイツにおける迫害された属性としての同性愛者に関する記述には一貫性がないということである。これは、裁判を通じて 600 万人の被害者という数字が覆すことのできない事実として確定しているユダヤ人とは対照的である。また第 2 は、刑法 175 条という法律をどのようにドイツ史の中で位置づけているかということである。同性愛差別はナチスの時代に突然始まったものではない。それ以前から、社会に存在していたものであり、かつナチス以降も存在しているものである。第 3 は、連邦政府が認識する被害の実態は、当事者視点のそれよりも矮小化されているということである。ある出来事の犠牲者の範囲とは極めて曖昧なものである。いつからいつまでをその出来事が起きたとされる時期に含めるか、どこからどこまでを被害者・犠牲者として認めるか、そこには莫大な議論と決定までの時間が必要となる。そして、こうした曖昧で抽象的な理念、概念、意味が具体的に表され、共通の認識となることでシンボルはつくられるが、迫害された同性愛者に関しては、こうした検証の過程が蔑ろにされてきた。そしてそれはいま現在も改善されていない。同性愛者は、ユダヤ人とは異なり、あるまとまった政治的機能や意味をもつ「シンボル」として扱われることはなく、シンボル化もされなかった。彼らは不可視化され、ホロコースト犠牲者としての枠組みからも除外されてきたのである。

4. 結論

本稿では、ユダヤ人が政治外交上の目的のために戦後ドイツにおいてシンボル化されてきたこと、そして彼らとは対照的にナチズムによって迫害された同性愛者については顧みられてこなかったことを、関連する同性愛者についての公的記述と私的記述を比較しながら分析した。なぜ同性愛者はホロコーストの犠牲者として扱われることがなかったのか。戦後ドイツはユダヤ人を謝罪の対象としてシンボル化してきた。しかしその謝罪、あるいは想起の文化には、「ユダヤ人に謝罪するドイツ」という自画像を人工的に作りあげ、国際社会に復帰するという、戦後ドイツの政治外交上の目的があった。600 万人のユダヤ人犠牲者としてひとつのシンボルが確立してきた一方で、同性愛者の犠牲者については一貫した記述がなく、歴史の中にも位置づけられず、連邦政府が認識する被害の実態も当事者視点のそれよりも矮小化されてきた。

ユダヤ人と同性愛者の扱われ方について、虐殺された被害者の総数がこの違いを生んだとの指摘はある。しかし、ある特定の属性であることを排除の理由としている点で、ユダヤ人の虐殺と同性愛者の虐殺は同じ構造だ。したがって、数の問題で扱われ方に差が出るという主張は事態の本質を見誤っているうえ、差別を生んだ構造に対して無批判であると言わざるを得ない。また、たとえユダヤ人という集団に対して謝罪が必要だとしても、ドイツがイスラエル国家に対して補償することと、ドイツがユダヤ人に対して補償することは異なる。国家どうしの問題として解決してしまったことが、ユダヤ人＝イスラエル国家という見方を強めてしまったという批判は避けられない。イスラエル以外へ逃れたユダヤ人への補償がどれだけされてきたかということも問題となるだろう。また、本稿で触れることはできなかったが、戦後も続いた同性愛への差別意識は、キリスト教的な宗教観念に由来するところもあると考えられる。他にも、過去の同性愛者差別への向き合い方は、ヨーロッパ全体との関わりによっても変化してきたことが指摘されており³⁰、これについても今後の研究課題としたい。

シンボルの裏には特権が潜んでいる。しかし本来、特権性というものはひどく流動的であり、とある構造の中で被害者になるものは、また別の構造の中では加害者にもなりうる。恣意的に属性のみで判断することは、その個別具体的な事例についての考察を放棄した態度であり、新たな差別をも生み出す暴力である。だからといって、同性愛者が戦後ドイツにおいてシンボル化されなかったと指摘することで、筆者は迫害された同性愛者もシンボル化すべきであると主張したいのではない。なぜなら、同性愛者を被害のシンボルとすることによって、今度は同性愛者による他への差別が隠されてしまう恐れがあるからだ。同性愛者の中にもユダヤ人を差別した者はいたかもしれない。被差別属性であるからといって、彼らが他の属性を差別することが正当化されることはない。本稿では、シンボル化をすることで、そこから排除される人々がいること、排除によって他の議論を抑制する働きが生じてしまう危険性があるのだということを指摘して、結論としたい。

謝辞

本稿を完成させるにあたり、ご指導をいただいた三瓶慎一先生に心から感謝いたします。大学入学以来の4年間、大変お世話になりました。三瓶先生に出会うことがなければ、こうしてドイツ現代史に強い関心を抱くこともなかったのではないかと思います。三瓶先生の授業を通じて、ものごとを批判的に捉える視点、マジョリティの中においてマイノリティで居続けることの重要性、そのほか多くのことを学ばせていただきました。ありがとうございました。

³⁰ たとえば、2005年の欧州議会の決議などを挙げることができる。2005年、欧州議会は加盟国に対して同性愛者に「社会における他の構成員と同じ敬意、尊厳、保護」を与えるよう促す決議を採択した (<https://www.dw.com/en/european-parliamentarians-stand-up-against-homophobia/a-1874852> 最終閲覧：2025年1月19日20時00分)；網谷龍介「社会規範の『ヨーロッパ化』の政治過程——ドイツとオーストリアにおける反差別指令の国内法制化」所収：東京大学社会科学研究所『社会科学研究』57巻2号（2006年）、67-91頁。

ました。また日頃から人文科学研究会での有益な議論を通じて、私ひとりでは持つことのできなかつた新たな視点をもたらして下さったみなさまにも感謝いたします。

(11970 文字)